

川岡 勉著
『中世の地域権力と西国社会』

本多博之

本書は、「室町幕府と守護権力」(吉川弘文館、二〇〇二年)に続く著者にとって二冊目の論文集であり、伊予という地域に視点を据え、中世の初頭から末期まで、時系列的に地域権力の動静について考察されたものである。それは、瀬戸内海とその周辺、およびその中国・四国にあたる地域を「西国」と捉え、畿内と深く結びつきながらも畿内からは劣位に置かれた地域として、その歴史像を描き出そうと試みている。以下、内容を紹介したい。

第一部「領主制の成立と展開」は、領主制の展開を、国衙を中核とする地域権力秩序や中世国家との関わりにおいて捉えようとするもので、第一章では中世社会成立期の伊予国衙と国衙領のあり方を検討し、同国では十一世紀中葉以降、郷司クラスの開発領主たちが在庁官人として国衙に結集して主導権を握り、各「所」の兄部として国務を担い、開発地を国衙領の構成部分としてみま私領化する方向性をもっていたことを指摘する。

また第二章では、平安末・鎌倉初期に在り地領主層を基盤とする新たな武家権門が成立するが、それは西国領主層にとっても在地支配を確立する大きな画期であり、在地領主制の自立を果たしうる絶好の機会であったとする。

続いて第三章では、伊予観念寺を素材に鎌倉末・南北朝期の在地領主と氏寺、そして地域社会のあり方を検討し、氏寺を介して氏人・一族の一揆的な結合強化をはかる新居氏や勲進聖の活動を展開する禅僧、そして禅僧を通じて在地寺院を五山の官寺制度の中に包摂しようとする中央国家権力の動向を探り、在地領主の氏寺が禅僧や守護

を通して国家の官寺と結びついていく状況について明らかにした。

また第二部「地域区分と支配秩序」は、伊予国内の地域区分の問題に着目し、地域的偏差をふまえながら権力支配のあり方を考察するもので、まず第四章では道前・道後といった地域呼称の変遷を追い、中世前期に国衙行政の単位として一定の意味を持つていたものが中世後期には意味する範囲や内容が変質するなど、国郡知行のあり方の変動に伴い地域呼称が変化したことを指摘する。

また第五章では、中世前期を中心に社会構造の変動に伴い国府の性格や機能、立地や空間構成が大きく変化することを述べ、伊予府中の広がりや空間構成の領域的一体性や都市的な発展を明らかにした。

そして第六章では、府中が国衙所在地であると同時に自立性の強い寺社勢力の地盤で、しかも海賊衆村上氏をはじめとする海上勢力の拠点であるなど、道前部の中核的な役割を果たす空間として重要な位置を占め、中世後期の河野氏による分国支配では、道後の湯築城と並ぶ伊予国内のもう一つの核として機能していたことを述べる。

さらに第七章では、分郡知行制の実態や意義を検討し、畿内近国のそれが幕府により専ら政策的に配置されたものであったのに対し、伊予や安芸の中間地帯では在地状況に強く規定されて分郡知行権が成立するなど、分郡知行制の確立は多様で、分郡支配の本質は守護権ではなく郡単位の知行権にあったとする。

そして第三部「室町幕府—守護体制と地域権力」は、室町・戦国期の伊予の地域史を国家や公武権力、さらには他地域との関連から論じたもので、まず第八章では自立的で主体的な共同行動をとる山方領主の存在形態や勢力の変遷を探り、島方勢力と山方勢力のそれぞれの代表者である来島・平岡両氏に支えられて河野氏の守護支配が維持されたとする。

また第九章では、天文前後の伊予国内の動きが大内・大友・尼子・武田氏ら近隣諸大名の勢力関係と緊密に連動しており、とりわけ天文十年（一五四二）の大内氏による尼子・友田・武田氏の撃退が西瀬戸地域の勢力地図を激変させ、河野・大野・能島村上氏で確認される家督紛争は大内方と反大内方の主導権争いに起因すると述べる。

そして第十章では、織豊期における国郡統治のあり方を分析し、織豊期でも室町期以来の国郡知行権の枠組みが地域権力の支配の根拠として一定度機能していたとし、守護のもつ国成敗権の重要性について述べ、守護公権の継承を二次的なものとする見方に対し、国郡単位や全国規模で展開する公的な機能・要素を軽視することの問題点について指摘する。

さて、評者も著者と同じく「地域の視座」を大切にしたいと常々考えているが、分析方法が若干異なるためか、研究視角も少々異なる点がある。以下、それについて述べたい。

よく知られているように、著者は中世後期の武家権力の基本構造を室町幕府—守護体制と捉え、戦国期においてさえ、その枠組みが根強い規定性を持ち続けたとする論者である。そして、中央公権としての朝廷や幕府、地域公権力としての国衙・守護がもつ公的な権限や機能、そして国郡制の枠組みを重視し、これら公権力の国内（地域）支配の史的展開を説明しようとする姿勢が研究の基本スタイルと拝察する。

確かに、こうした視角は重要であろう。

しかし、著者も第八章で指摘されているように、自立性の強い南予の山方領主、たとえば森山・大野・重見氏らが対立しながらも連携して守護河野氏に対抗していたこと、そして土佐細川氏とも国境を越えて結びついていたことは注目される。また、自立性の強い海の領主（海賊衆）らも、陸の領主とは異なる領域観念のもと、国郡制の枠組みに関係なく広範囲の海域を、警固料や通行料を徴収するナワバリ（海上支配権）として確保していたことが確認できる。したがって、このように陸・海で展開する広範囲の領主連合や経済活動の実態をふまえて、国郡制や守護公権・国成敗権の問題を考える必要がある。

また、これも著者自身が指摘されていることだが、府中寺遺跡や八町遺跡、芸子諸島の見近城跡での発掘調査により、近年明らかになった国産陶器や輸入陶磁器類の出土状況は、伊予が瀬戸内海水運や、東アジア規模で展開する貿易において重要な位置を占めていたことを如実に物語る。伊予における地域市場や地域経済圏の具体像の解明が今後期待されるが、流通経済は本来、国境や領国を越えて展開する性質のもので

ある。伊予については、畿内との緊密な関係が強調されているが、備後・安芸・周防、そして豊後との政治・経済・文化面での地域間交流も同様に活発であったと推測され、その実態解明も待たれる。

したがって、自立性を持った陸や海の領主、あるいは広範囲に展開する流通経済や貿易、そして諸国を行き交う人々の視点から、守護河野氏の領国支配の実像を捉え直すことが必要ではないだろうか。伝統的国制が社会に及ぼした影響は決して小さくないが、たとえば南予の西園寺氏や宇都宮氏など、自立した国人領主の存在形態の分析による河野氏権力の相対化、ひいては室町幕府―守護権力の相対化といった視点の必要性を感じる。

とはいえ、特定の国を対象に国家の存在を論理に組み込みながら、中世全般の地域史を描き出す手法には学ぶべき点がある。また、二十年余りの長きにわたり、伊予の歴史や文化を掘り起こし、そして史跡保存運動に尽力してこられた著者の姿勢にも敬意を表したい。地名はそれぞれ地域固有の歴史を背負って今日まで伝えられたもので、一つひとつが歴史の痕跡であり、文化

財でもあるという言葉は強く心に響いた。評者もまったく同感である。

(ほんだ・ひろゆき 広島大学大学院准教授)

(A5判、三八二ページ、八八二〇円、清文堂
出版、二〇〇六・三刊)